

●香川県告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成23年3月11日から同年4月1日まで一般の縦覧に供する。

平成23年3月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般県道）
- 2 路線名 西植田高松線（156号）
- 3 道路の区域

| 区 間  | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備 考                    |
|--|-----------------|---------------|------------------------|
| 高松市川島本町字中津197番1地先から<br>高松市川島本町字中津197番1地先まで | 9.0~10.2        | 35            | 平成22年香川県告示第368号で変更した区域 |

- 4 供用開始の期日 平成23年3月11日